

平成17年3月2日(水曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役		教育委員長
	選挙管理委員会	折原敬	職務代理者
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
小松仁一	事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成17年3月2日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成17年度～19年度)について
- ” 5 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- ” 7 議第 2号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 8 議第 3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 9 議第 4号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 10 議第 5号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 11 議第 6号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 12 議第 7号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 13 議第 8号 平成17年度寒河江市一般会計予算
- ” 14 議第 9号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 15 議第10号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 16 議第11号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 17 議第12号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 18 議第13号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 19 議第14号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 20 議第15号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 21 議第16号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 22 議第17号 平成17年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 23 議第18号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 24 議第19号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 25 議第20号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第21号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第22号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- ” 28 議第23号 寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- " 29 議第24号 寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について
 - " 30 議第25号 寒河江市国際交流基金条例の廃止について
 - " 31 議第26号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
 - " 32 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
 - " 33 議第28号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
 - " 34 議第29号 寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について
 - " 35 議第30号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について
 - " 36 議第31号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について
 - " 37 議第32号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - " 38 議第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - " 39 議第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - " 40 陳情第2号 だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情
 - " 41 施政方針説明
 - " 42 議案説明
 - " 43 質疑
 - " 44 予算特別委員会設置
 - " 45 委員会付託
- 散 会

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから、平成17年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月25日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番木村寿太郎議員、19番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成17年3月2日(水)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・陳情上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会負託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 3日(木)		休 会		
3月 4日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 5日(土)		休 会		
3月 6日(日)		休 会		
3月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(火)		休 会		
3月 9日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月11日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月12日(土)		休 会		
3月13日(日)		休 会		
3月14日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室

		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
3月15日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月16日(水)		休 会		
3月17日(木)	午前9時30分	本 会 議	議案・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成17年度～19年度)について
市長から説明を求めます。佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第4次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、平成17年度を目標年度とする第4次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定しておりますので、今回の実施計画は目標年度を超えた平成19年度までのものといたしております。

計画の内容につきましては、去る2月21日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、報告第1号から日程第40、陳情第2号までの36案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第41、施政方針説明であります。
市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成17年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成17年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、去る12月の市長選挙において多くの市民の皆様から厚い信任を得て、引き続き市政に奉仕する榮譽を浴することになりました。これまで20年にわたり多くの市民の皆様からいただいた御支援、御協力を肝に銘じ、再び市政に当たる所存であります。6度目の市政を担当することに当たっては、その重責を認識し、これまで以上に清新な気持ちで臨み、公約に掲げた「より美しく、より豊かに、より元気に」の実現に向けて安定した繁栄の道を構築しながら、品格のある潤いと安らぎに包まれた次世代が、夢と希望の持てるまちづくりに誠心誠意努めていかなければならないと思いを新たにしているところであります。

昨年は、市制施行50周年の記念すべき年を迎え、未来に向けて夢と希望を描いたのであります。市民の皆様とともにお祝いできたことを心よりうれしく思っております。50周年を記念して制定した寒河江市民歌には、本市の誇りや夢が描かれ、みんなの思いや願いを盛り込んだものとなっており、それを実現できるようにまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

そして、本年は、行財政の改革の年と位置づけ、慎重かつ大胆に行財政改革を断行してまいります。そのため、行財政改革大綱の策定に向け、その推進のために行財政改革推進課を設置してまいりたいと考えております。

国は、地方分権などの推進により住民に必要な行政サービスを地方みずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大することとしておりますが、三位一体の改革の概要は昨年11月に示されたものの、今後の行程、具体的な詳細についてはいまだ明確に示されていないのが現状であります。

しかしながら、本市の財政状況は今後さらに厳しさを増し、苦しい時期を迎えることは確かなことであろうと認識しております。このような本市の置かれた状況乗り越え、健全で効率的な市政運営を図っていくためにも、行政としてやるべきこと、また、住民や企業の役割を踏まえ、厳しい中に置かれていることをすべての方々に御理解いただきながら、住民、企業、行政が連携し、協働の社会を構築していかなければならないと考えているところであります。

また、本年度は、行財政改革を断行する一方で将来の寒河江市を見据えた、平成18年度からスタートする第5次寒河江市振興計画を策定してまいります。新しい振興計画は、厳しい状況乗り越え、将来とも夢が弾むようなあすを描き、希望とともに歩むまちとなるように策定してまいります。

現在の第4次寒河江市振興計画は、いよいよ最終年度を迎えることとなります。これまで自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江の具現化に努めてまいりました。21世紀の発展の象徴であり、後世に誇る本市の顔である駅前中心市街地整備事業は、ようやく完成を迎えようとしております。美しい街なみと景観に配慮した都市施設の整備や商業施設の再編によって、潤いとにぎわいのある、歩いて楽しい中心市街地や周辺との幅広いアクセスが形成されてきております。昨年は、市制施行50周年を記念して、次の50年への力強い発展という願いを込め、力を意味する美しいモニュメントをみこし広場に設置したところであります。

山形県の母なる川最上川の川辺で開催している「花咲かフェアINさがえ」は、色とりどりの花や緑に囲まれた潤いある暮らしを提案し、毎年多くの入場者を数えており、本市のシンボルイベントとして定着しております。本年も引き続き開催し、全国各地から多くの人々に訪れていただき、交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

これまで実施してきた効果的な事業やさまざまなイベント、祭りなどによって交流人口の増加に努めるとともに、引き続き積極的に新たな優良企業の誘致を図り、雇用の拡大に努め、交流人口の増加と定住に

力を注いでまいります。

昨年10月の人口調査の結果によりますと、県内13市の中で人口が増加している市は2市のみであり、本市でもわずかではありますが前年度より増加しております。今後とも産業の活性化を促進し、雇用の場の確保、提供に努め、新たに住んでいただけるよう、そして住んでいただいた方々に安全に生活していただけるような環境整備を図りながら、安心して子供を産み育てられるようなまちづくりを行ってまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成17年度の予算について申し上げます。

日本経済は、一部に弱い動きが見られるものの、生産や設備投資が増加するなど企業部門が改善の傾向にあり、民間需要中心の緩やかな回復が続くものと見込まれております。そうした中で、平成17年度の国の予算は依然として特例公債に依存する運営が余儀なくされ、また、財政構造も硬直化するなど、極めて深刻な状況にあります。

本市の財政については、ここ数年続いた地方交付税の削減が下げどまる見通しであるものの、交付税の振りかえに当たる臨時財政対策債が減額になる見込みであり、また、市税の伸びも期待できない一方で、社会保障関係経費がふえており、昨年度にも増して厳しい状況となっております。

このような中、予算編成においては、受益と負担の原則を考慮するとともに、引き続き行政職退職者の不補充や特別職給料、管理職手当の削減額を拡大し、あわせて行財政改革推進による事務事業の根本からの見直し、統廃合を図り健全な財政運営に努めたところであります。そして、事務事業の見直しと徹底した経費の削減を図りながらも、市民の願いにこたえ、また、時代のニーズに即応し、昨年7月から所得制限を緩和し対象者を拡大した乳幼児医療給付事業に引き続き取り組むとともに、乳幼児予防接種の完全無料化や高齢者の介護予防対策の充実、さらに携帯電話の通信障害解消に向けた移動通信用鉄塔施設整備事業や本格的転作に向けた西部地区水田農業支援緊急事業などに取り組んでまいります。また、3年目を迎える「花咲かフェアINさがえ」についても、まちの活性化につながる事業として引き続き実施することといたしました。

その結果、一般会計予算額は131億6,000万円、対前年度比2.0%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は311億748万4,000円、対前年度比0.9%の減となるものであります。

続きまして、施策の概要について第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

短時間で都市間を結ぶ高速道路は、産業の振興や生活圏を拡大し、企業立地や定住人口の増加につながるものであり、本県においても東北横断自動車道酒田線と東北中央自動車道などが整備され、県内外の連絡が円滑化し、新たな車の流れが生まれております。

現在、寒河江サービスエリアにおいてスマートインターチェンジ社会実験が行われております。これは、寒河江サービスエリアにETC専用の仮出入口を設置し、整備効果や運営上の課題などを把握するための社会実験を国や県などと共同で実施しているものであり、本市を初め朝日町や大江町など周辺地域の産業や観光などの活性化に大きな期待を寄せているところであります。しかしながら、実施期間は3月31日までですので、県などと協力しながら、本市が大いににぎわう6月までの実験期間の延長を求め、さらには実験後の恒常的なインターチェンジ設置に向け働きかけを行ってまいりたいと考えております。

本市は、高速交通網の要衝であるという地域の利点を生かし、「花咲かフェアINさがえ」や地域の特色ある祭り、イベントの開催などにより全国からたくさんの人々が訪れております。この恩恵を地域経済の活性化に結びつけ、生活圏や交流圏のさらなる拡大に努めてまいります。

本市を走る国道や県道は、市民生活に重要な役割を持っており、活力を育む交流拠点づくりのため今後ともこれらの主要な道路の連携に努め、安全で快適な幹線道路網の整備促進とネットワークの形成を図ってまいります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、下高屋入り口から主要地方道天童大江線までの区間が4車

線化され、主要幹線道路としての機能充実が図られたところであります。現在、国土交通省により長崎大橋から下高屋入り口までの区間についても4車線化の工事が進められ、整備完了した箇所から順次供用を開始しております。また、長崎大橋の4車線化につきましても本年の着工が予定されておりますので、さらなる機能充実が図られるものと思っております。

国道287号につきましては、市立醍醐小学校の通学路となる慈恩寺日和田間の歩道新設が課題となっておりますので、交通安全施設整備事業への早期着手を引き続き要望してまいります。

また、国道458号の大蔵村肘折から幸生までの区間において、当面は安全性の確保に向けた待避所の設置や舗装の整備など、利用者に優しく信頼性の高い、しかも山形の豊かな自然を享受できるものとなるよう改良整備の促進を要望してまいります。

本市の経済交流の円滑化と住民福祉の向上を図るため、主要地方道天童寒河江線元町地内の交差点改良について本年度の完成に向け要望するとともに、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業について早期に工事着手されるよう要望してまいります。また、一般県道田代白岩線田代地内の未改良区間については、昨年度に調査を実施し、本年度より事業に着手されることとなっております。

都市計画道路柴橋日田線につきましては、昨年秋に西寒河江跨線橋が完成し、新たな車や人の流れを創出しております。引き続き本町のふれあい広場から六供町公民館までの完成に向けて事業を進めているところであり、調和のとれた街なみの創出や沿線商店街の活性化を図るための「上町・六供町通りまちづくり協定」の締結など住民参画によるまちづくりを進めてまいります。また、関連する都市計画道路山西鶴田線の整備が最終年度を迎え、仲田地内の道路改良の完成により、より一層市街地間の円滑なアクセスが図られることとなります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側既成市街地と一体となるよう面的な整備を行い、都市的な住環境が整備された優良な居住空間を提供するものであります。本年度は換地設計や仮換地指定などを実施することとなっておりますが、事業の推進に向け引き続き組合に対し全面的に支援してまいりたいと考えております。また、木の下地区と市役所前の中央通りとを結ぶ都市計画道路下釜山岸線についても、中心市街地の活性化やアクセスの向上を図る上で重要な路線でありますので、本年度より調査に取り組みながら区画整理事業の進捗に合わせて進めてまいります。

寒河江みずき団地は、分譲から1年余りが経過し、分譲可能な区画数は残りわずかとなっております。分譲当初から建築の着工が盛んに行われ、緑の風薫るまちはたくさんの人々が集うまちとなっております。昨年秋に整備された都市計画道路古河江横道線によって利便性がさらに向上し、多くの住宅が建築中でありますので、みずき団地や周辺市街地の交通緩和のためにも、市道浦小路高屋線の早期完成を目指し整備を進めてまいります。

市民の生活に密接にかかわる生活道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等についても緊急性や必要性を勘案しながら整備を行うとともに、降雪期間における安全な交通の確保についても今後とも除雪計画のもと万全の体制で臨んでまいります。

駅前中心市街地整備事業はようやく完成を迎えることとなります。南北都市軸の完成によって中心市街地は一体化し、さらに駅周辺施設の完成によって交通結節機能が向上しております。交流の拠点施設である神輿会館とみこし公園において、東北一の寒河江まつり「神輿の祭典」や「第1回寒河江駅前交流センター夏祭り」が開催され、県内外から多くの来訪者や市民が集い、大きなにぎわいを見せております。

本年度は、沼川に隣接するみどり公園・せせらぎ公園の整備工事を完成し、区画整理登記等の事務事業を完了してまいります。さらに、沼川下流部については、昨年度に引き続き県施行による沼川ふるさとの川整備事業により整備の促進を図ってまいります。今度とも地元関係者と一体となり、商店街の情報を発信しながら店舗の誘致などを推進するとともに、街なみ景観に配慮した魅力ある店舗の建築や緑化・飾花を行い、中心市街地全体の魅力向上と交流拠点の確立を図り、美しく豊かな元気のあるまちづくりを進め

てまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備につきましては、本市のシンボルイベントとして開催した「花咲かフェアINさがえ」に、前回は大幅に上回る約22万4,000人もの入場者をお迎えし、市民参加による美しいまちづくりや本市の魅力を県内外に向け大きく発信することができました。本年度におきましても、第3回目となる花咲かフェアを開催し、さらなる緑化意識の高揚と定着を図ってまいります。

また、市制施行50周年を記念して制定した市の緑、寒河江ギボウシの後世への継承と普及を図るために、推進母体の整備と配付のために増殖に努めてまいります。

さらに、フラワーロード整備事業や市街地花いっぱいまちづくり推進事業による環境美化の推進とグラウンドワークによる公園整備事業や街路樹管理など、美しく潤いあるまちづくりに努めてまいります。

最上川寒河江緑地につきましては、皿沼地内の最上川河川敷を利用し、多目的水面広場やグラウンド、芝生広場など市民が多目的に集う緑地となるよう整備してまいります。本年度においては、多目的水面広場の護岸工と遮水工を継続して実施してまいります。

第2に「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

本市では、国の新たな米政策改革大綱を受け、昨年度から寒河江市水田農業ビジョンに基づき稲作と収益確保を目的とする本格的転作を両立させた生産性の高い水田農業の確立を目指し、売れる米づくりと大豆、枝豆、ネギ、アスパラガス、花木の重点品目を中心とした転作作物の振興に向けた取り組みを推進しております。中でも枝豆については、収益確保を目的とする転作ブロックローテーションの最重点品目に位置づけ、100ヘクタールの枝豆産地づくりを目指して、播種から収穫、出荷に至る機械化作業一貫体系の確立に取り組んでおります。本年度も園芸産地拡大強化支援事業により枝豆コンバインなどを導入し、市内全域における機械化作業一貫体系の完成を目指しています。

米の生産調整につきましては、昨年度から生産目標数量の配分を行っており、本年度は本市に対して前年より85トン多い7,416トンが配分されたところであります。その推進につきましては、生産者の取り組みが円滑かつ確実に実施されるとともに農業経営の安定化が図られるよう、引き続き水田農業経営確立対策事業により転作作物の団地化に対して助成し、収益確保を目的とした本格的転作の推進を支援してまいります。

園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりましたが、本年度においても園芸作物の施設化と高収益作物の導入を図り、水稲と果樹、野菜、花卉などを組み合わせた複合経営をさらに推進し、寒河江型農業の確立により魅力とやりがいのある農業経営の基盤強化を図っていきます。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、農業の担い手確保は喫緊の課題となっており、昨年、寒河江西村山1市4町とさがえ西村山農協などで設立した広域農業活性化センターでは、地域ごとに担い手確保と農地集積を推進するため、農用地利用改善団体等の設立に取り組んでいく方針を打ち出しております。本市においても、今後関係機関と連携をとりながら、地域における話し合いを進め、農用地利用改善団体などの組織化を推進し、認定農業者を中心とした担い手農家に農地集積を図ることにより、農業経営の効率化と規模拡大を支援してまいります。

消費者の農産物の安全安心に対する関心は年々高まっており、引き続き寒河江西村山1市4町、県、さがえ西村山農協で組織するさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議において、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など安全安心な農産物産地としての取り組みを行い、消費者や市場に信頼される産地づくりを推進してまいります。

中山間地域の農地は、農業生産条件が不利な地域であるため、高齢化の進行や耕作放棄地の増加などにより、国土の保全や良好な景観形成などの多面的機能の低下が心配されております。引き続き中山間地域

等直接支払制度の内容を見きわめながら、集落での話し合いを深め、農道舗装や用水路の整備を図り、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

畜産につきましては、市内においても飼養戸数、飼養頭羽数とも減少するなど厳しい経営環境にありますが、昨年12月1日から牛肉トレーサビリティ法が施行され、牛肉に関する生産履歴の公開が開始されているところでありますが、このような社会制度の変化に的確に対応できるよう、引き続き畜産業の振興に努めてまいります。

土地基盤整備事業といたしましては、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業が平成8年度から実施され、高松堰頭首工と昭和堰頭首工とそれに接続する幹線用水路の改修により、寒河江市、村山市、河北町、大江町の2市2町に広がる受益面積3,420ヘクタールの水田と樹園地に用水の安定供給が図られています。本年度は事業完了年度となりますが、用水路整備等を進め、用水の安定供給に努めてまいります。

このほか、県営土地改良事業として寒河江中央地区農免農道整備事業、稲沢沼地区ため池等整備事業、留場地区中山間地域総合農地防災事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業を積極的に推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業振興を図るため金融対策は重要な施策の一つであります。昨年10月からは市中小企業振興資金融資制度において、これまでの融資対象者に加え建設業を営む方で新分野進出や新事業開拓を行う場合やISOの認証を受け経営の合理化を図る場合も融資の対象とするなど制度を充実して、新分野進出、新事業開拓、経営合理化支援を含めた商工業の振興を図っております。

また、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度の融資総額を増額するとともに、制度資金などに対する保証料補給を行い、企業経営の安定化と基盤強化を図ってまいります。

また、技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業を継続するほか、高校生を対象に市内事業所で実施しているインターシップ事業は、生徒、学校、企業から高い評価を得ており、関係機関との連携を図りながら引き続き実施し、雇用の創出に努めてまいります。

商業の振興につきましては、親しみのある施設として市民から愛される中心市街地活性化拠点施設フローラ・SAGAEは、多方面において活用され、大いににぎわいを見せております。フローラテナント会と周辺商店街が主となり、市内外の広範な出店者が集う「痛快!!ど真ん中市」を定期的、継続的に実施しており、昨年度も各種団体のイベントやフリーマーケットの開催、音楽団体の演奏などを有機的に結びつけて開催し、多くの来場者から好評を博しているところであります。本年度も中心商店街連合会、地元商店街、JR、市内の各種団体などと連携し、「痛快!!ど真ん中市」の定着化を初め地域に根差したイベントや展示会などの積極的な開催や来訪者などの受け入れ体制の充実を図りながら、中心市街地の一層のにぎわいと活性化の促進に波及させてまいりたいと考えております。

また、駅前中心市街地整備事業にあわせ、駅前に3カ所の駐車場を整備して拠点駐車場のネットワークづくりを推進し、車利用者の利便性の向上を図ってまいりました。本年度は関係機関とより一層の連携を図りながら、観光も含めた、よりにぎわいのある駅前中心市街地の創造に努めてまいります。

工業の振興につきましては、ここ数年、出荷額などが下降傾向にありましたが、一部に明るい状況も見えてきているようであります。産業の活性化は地域経済の伸展、活力あるまちづくり、若者の定住促進などを図っていく上で大変重要であり、引き続き県内外から積極的に優良企業の誘致を進め、雇用の場の確保を図りながら、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備に努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、「日本一さくらんぼの里」や「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」、「神輿のまち」などの情報を広く発信し、全国各地から集客できるよう取り組んでいくとともに、経済効果を高めるべく関係団体等との連携を強化してまいります。

また、近隣市町とともに広域観光のルート化や周遊性の向上に努めるとともに、本市の立地条件を生かした広域観光の拠点として四季を通して誘客を進めてまいります。さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雑のみち」、寒河江駅を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、また、寒河江駅前交流センターを活用した市街地観光への誘客を積極的に行い、観光客のニーズに対応した観光物産の振興に努めてまいります。

多くの市民の参加、協力により開催される祭りやイベントは、市民意識の高揚や連帯感の醸成が図られるとともに市の活性化にも大きな役割を担うものであり、観光客やPRを行う上でも効果的なものであります。寒河江駅前地区をフィナーレ会場にますます熱く盛り上がる「神輿の祭典」や、最上川に親しむ「最上川フェスタ05」などの地域特性を生かした特色ある祭り、イベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、道路公団、県、民間が一体となって、本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであります。昨年からは寒河江サービスエリアにおいてスマートインターチェンジの社会実験を行っており、恒常的に高速道路から直接車の出入りが可能となれば、利便性が格段に向上いたしますので、事業者の誘致等にも弾みがつくものと期待しております。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

近年の我が国の急速な少子高齢化の進行は、社会経済や社会保障制度にも極めて深刻な影響を与えることが懸念されております。進展する少子化と人口減少により、日本はこれまで経験したことのない人口減少社会に突入しようとしています。

本市においても、急速な少子高齢化の中、生涯にわたって健康であることはすべての人の願いであり、生きがいを持ち安心して暮らせる活力のある高福祉社会の形成が求められております。このため、ハートフルセンターを拠点に、保健、福祉、医療の一貫したサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムによる「生き生きハートフル寒河江」のまちづくりを進め、健康長寿社会の形成を推進してまいります。

生活環境の改善や医学の進歩に伴う今日の長寿社会において、市民一人一人が健康で心豊かな生活を送るためには、生活習慣病や寝たきりなどの要介護状態にならないために、ふだんの生活習慣を改善しながら、健康的な生活を確立していくことが重要であります。これまでの福祉の給付事業を給付から予防へと方向転換する必要があると考えております。

「健康さがえ21」に基づき、市民の健康づくり活動に対する支援を強化してまいります。そのため、転倒骨折予防教室や認知症介護教室、運動指導事業などをさらに充実するとともに、歯の健康、休養・こころの健康、アルコールの3項目を重点に啓発活動を強化してまいります。また、1日人間ドッグを初めとした健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策などに取り組んでまいります。

次の世代を担う乳幼児の健全育成や育児支援を推進するため、乳幼児健康診査や育児に関する健康教室、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援強化のほか、乳幼児予防接種の完全無料化を実施してまいります。

市立病院は、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の高度化が求められ、診療スタッフの充実や最新医療機器の導入など、その拡充に努めてまいりました。引き続き医療機器の更新などを行いながら、診療水準の向上を図り、地域に根差した病院づくりに努めてまいります。

障害者福祉につきましては、利用者本位のサービスを提供していくという支援費制度が3年目を迎え、サービスの種類や提供事業所、利用者などが順調に増加しており、今後とも支援費制度のもとでのサービス充実を図ってまいります。また、これまで実施してきた障害者の自立や在宅生活の支援、社会参加を促進する事業なども引き続き実施し、地域での自立した生活が確保できるよう支援してまいります。

現在、国においては、障害保健福祉施策の新たな改革として、身体障害、知的障害、精神障害という障

害の種類にかかわらず、共通する福祉サービスを一元化するなど、障害者福祉サービス全体の見直しが行われております。こうした国の動向を踏まえながら、本年度において新たな障害者福祉計画を策定し、障害者福祉の推進に努めてまいります。

本市においても、景気の低迷などによる厳しい雇用情勢や親子関係、友人関係の変化などにより保育所に対して低年齢児童の入所が求められ、そのニーズに対応した子育て支援が必要となっております。昨年度はたかまつ保育所の増築、改修により定員30名の増員と市立保育所では初めてのゼロ歳児保育を実施したほか、すべての市立保育所の12時間保育、児童手当の引き上げなど地域全体の安心して産み育てる環境の整備を行ってまいりました。本年度も各保育所の施設整備に努め、積極的に児童の受け入れを行うとともに、引き続き保育所の地域開放や地域交流事業、障害児保育の実施などを行い、地域差のない保育サービスに努めながら、子育てにかかわる人々が安心できる保育環境整備に努めてまいります。

また、子育て支援体制の強化やNPO法人による子供一時預かり事業、認可外保育施設が実施する乳幼児の延長保育事業などを支援するとともに、すべての市立保育所での一時保育など多様なニーズに対応する保育基盤の強化充実を図ってまいります。

児童福祉法の一部改正により、児童虐待に関する児童相談について市町村の役割が明確にされましたので、妊産婦や乳幼児の訪問指導をさらに充実し、より一層の児童虐待予防に努めてまいります。

介護保険制度は、スタートから5年が経過し、現在、施行5年後の見直し規定に基づき、国において制度全般に対して検討が加えられ、見直し措置が講じられようとしております。本年度は、この制度改定を受けまして平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画を策定してまいります。今後とも要介護者などが介護サービスを有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険の健全な運営に努めてまいります。また、在宅介護支援センターなどと密接に連携を図りながら、介護予防、地域支え合い事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

廃棄物処理対策につきましては、本年度は一般廃棄物処理基本計画の中間年次に当たりますので、その改訂を行ってまいります。清潔でより美しいまちづくりのため、適正かつ効率的な収集運搬を行うとともに、ごみの減量化と再資源化の一層の推進を図るため、生ごみ処理機の購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、循環社会の構築に向け取り組んでまいります。

また、園芸農業の拡大に伴い増加する農業用使用済みプラスチックの処理対策につきましては、農業用施設使用済みプラスチックリサイクル推進事業を継続して実施し、リサイクルの推進と農家の環境保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

清流保全のための生活排水対策といたしまして、計画的かつ効率的に下水道整備を進めており、浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理など公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、騒音、悪臭などの近隣公害の問題につきましても適切に対応してまいります。

消防防災対策につきましては、消火栓や耐震性防火水槽の整備及び小型動力ポンプの更新など計画的に施設整備を進め、消防力の充実強化を図るとともに市地域防災訓練の実施や自主防災組織の育成を図り、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策といたしましては、市民の尊い命を交通事故から守るため、生涯を通じた交通安全教育を充実し、関係機関、団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故防止活動を推進してまいります。特に子供やお年寄りについては、学校や地域で交通安全教室を開催するなど、きめ細かな事故防止

対策を実施してまいります。

防犯対策につきましては、本年度に新たに市防犯協会を組織し、市民が安全に、そして安心して暮らせるよう市内全域において防犯活動を展開してまいります。

水道は、直接市民の健康や経済活動を支えているものであり、災害時における重要性などはもとより、市民生活に欠かすことのできないライフラインとして位置づけられております。常に安全で安定した水道水の供給が求められ、これにこたえるため、将来にわたる水源確保や災害に強い水道施設整備を目指した第4次拡張事業を進めております。本年度は、これまで以上に安心して水道を利用していただけるよう、水質検査の情報を提供するとともに、引き続き長岡山配水池の工事や老朽管の更新などを実施し、安全で良質な水道水の安定供給の確保と信頼性の向上に努めてまいります。

下水道整備につきましては、本年度は柴橋地区への汚水幹線管渠の整備や宝、西根下河原地区などの面的整備を行ってまいります。処理場については、施設の円滑な機能維持を図っていくため、本年度から中央監視制御設備更新工事などを計画的に進めてまいります。

また、平成9年度から特定環境保全公共下水道事業により整備を進めてまいりました三泉地区につきましては、本年度をもってほぼ地区内全域の整備を完了することとなっております。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市の教育目標である、「1つ、豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の育成、2つ、個性を尊重し、社会の形成に主体的に参画する人間の育成、3つ、郷土の自然や文化を愛し、国際社会を生きる教養ある人間の育成」の達成に向け、家庭や地域、各関係機関と連携し、市民の生涯にわたる学習を積極的に支援してまいります。また、新しい寒河江を担う人づくりに向け、教育振興計画の策定を進めてまいります。

学校教育につきましては、かかわりの中で豊かな心と健やかな体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成を学校教育の目標として掲げ、人や自然、文化などのかかわりの中で伸びていく児童生徒の育成を目指しております。そのため、心の教育や道徳教育、国際理解教育、情報教育など特色ある学校づくりの推進に重点的に取り組んでまいります。

さらに、学習指導要領のもと、教育活動全体の中で豊かで確かな学びを育むことを目指し、地域や家庭と連携した開かれた学校づくりを積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所などでの研究・研修活動を推進してまいります。

また、特認校制度の実施や通学区域制度の弾力的運用の実施について、趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

社会教育につきましては、明るく住みよい魅力あるまちづくりを推進するため、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材育成が肝要であり、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座事業などを実施するとともに、各年代に対応した生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れることは、生活に潤いを与え、新たな文化を生み出す力になります。慈恩寺を舞台にした野外演奏会や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室など、優れた芸術、文化を鑑賞できる機会の拡大に努めてまいります。また、総合文化祭を初めとして芸術文化団体における活動発表の場を支援するとともに、市内の音楽団体が一堂に会する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

文化財の宝庫である本山慈恩寺が象徴するように、本市は貴重な文化財や歴史資料を豊富に有しております。このような貴重な文化財を保存伝承するため、県指定有形文化財である平塩熊野神社木造伝十王坐像の

修理事業の支援など、積極的に指定文化財の保護に努めるとともに、引き続き指定外文化財についても、調査研究を進めてまいります。また、市内遺跡の調査を実施し、埋蔵文化財の記録、保存に努めてまいります。

市立図書館につきましては、昨年度から図書資料の貸出枠の拡大を行った結果、貸出冊数が順調に伸びており、生涯学習の拠点施設としての機能を十分発揮しているところであります。本年度は、インターネットから本市図書館が所蔵する蔵書の検索をいつでもできるようにするため、本市のホームページにおいて検索できるシステムを構築し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、市民のニーズに合った図書資料の購入を計画的に進めるとともに、図書館こどもまつりや図書に親しんでいただくためのブックテーマコーナーなどの充実を図りながら、より一層親しまれ、気軽に利用できる図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

生涯にわたり心身ともに健やかに過ごせることは、市民だれもの願いであり、余暇時間の増大や高齢化の進展など多様な価値観や生活習慣に合わせ、いつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりが求められています。このため、地域の子供から高齢者まで、年齢や体力、技術に合わせ、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域スポーツクラブの育成を支援してまいります。さらに、スポーツ団体の育成や指導者の養成、スポーツ教室、講習会などの開催を通して、生き生きと活気あふれる地域づくりに努めてまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市においては、各団体や個人による市民主導の国際交流も活発に行われております。姉妹都市交流につきましては、昨年、安東市テニス協会からの招待を受け本市テニス協会が訪問し、交流親睦試合を行っており、着実に推進されております。

国際化に対応した人材育成としては、外国語指導助手の配置を継続し、より多くの子供たちが外国人と触れ合い、語学教育や国際理解を深める機会を提供してまいります。

また、近年本市においても国際結婚や研修などにより在住外国人の数はますます増加しており、安心して快適な生活ができるよう、引き続き暮らしのガイドブックの発行や外国人同士の親睦交流が深められる機会を提供してまいります。さらに、村山広域で実施される在住外国人の子供を対象とした日本語教室への支援を行ってまいります。

昨年も福祉事業や「花咲かフェア」などの各種イベントに多くのボランティアの方々から御協力をいただき、感謝しておるところであります。おかげさまをもちまして県内外から「花咲かフェア」や「神輿の祭典」へ訪れる方々に寒河江らしいぬくもりと感動を与えることができているものと思っております。ボランティアの輪は年々拡大しており、各方面において活発な活動が行われ、今後ともだれでも、いつでも参加、活動でき得る環境づくりに努めてまいります。本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、情報誌の発行や養成講座などを実施し、ボランティアの育成と意識の高揚に努めてまいります。

情報化の推進につきましては、住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証サービスの実施、さらには総合行政ネットワークへの接続などを進めてまいりました。本年度は、財務処理の負担分散、正確性の向上、また、効率化を図るために財務会計システムの導入を図るとともに、効率的な運用を行うために、本庁と地区公民館、小中学校など本市の公共施設を通信回線で接続し、ネットワークの整備もあわせて行なってまいります。さらに一般行政職員を中心に1人1台体制を目指してパソコンの導入を進め、内部事務処理の効率化

と迅速化を図るとともに、職員一人一人が情報発信できる仕組みと体制の検討を進めてまいります。

また、田代幸生地区に移動通信用鉄塔施設を整備し、携帯電話の利用可能な地域の拡大に努めてまいります。

本年度は5年に一度の国勢調査が行われます。国勢調査は種々の行政課題に取り組む上での基礎データを得る重要な調査でありますので、個人情報の保護に十分留意しつつ、万全の体制で臨んでまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組んでいる各種施策等について広く市民に周知するため、「市報さがえ」を中心に、より一層の充実に努めてまいります。また、近年の情報通信技術の普及は目ざましく、インターネットなどによる情報提供が一層重要になっております。市のホームページをさらに見やすく充実するとともに、各種ダウンロードサービスの拡大に努めてまいります。

さらに、新聞社と提携し、週1回本市の情報を登録者の手元に届ける電子メールによる無料情報提供サービス「ふるさとだより」については、県内はもとより首都圏を中心に登録者が全国に広がりを見せ、380人を超え好評を得ております。今後とも「ふるさとだより」を通して本市の情報を積極的に発信してまいります。

初めに申しあげましたように、厳しい行財政が続く中において、自己決定、自己責任のもと、より効率的な行財政運営を行うことが求められております。本年度においてすべての事務事業の見直し、真に必要な施策、事業の選択を行い、行政と市民の役割分担や民間活力の活用、住民との協働を重視した行財政が一体となった新しい行財政改革大綱を策定してまいります。

以上、平成17年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申しあげたところであり、本市の将来の発展と未来への飛躍の礎を築くため全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

佐藤敬一議長 日程第42、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。議案説明であります。失礼しました。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議案説明に入る前に、一言申しあげます。

ただいま説明申しあげました市政運営の方針の中で読み違いをしたところもありましたが、お配りしておりますところの要旨のとおりでありますので御了承願いたいと思います。失礼いたしました。

初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

本年1月11日午前5時ごろ、市内小和田地内において市有小型ロータリー除雪車が駐車中の普通自動車に接触し損害を与えた交通事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申しあげるものであります。

次に、承認第1号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申しあげます。

大雪による除雪経費の追加のため、平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について、議会を招集するいとまがなく急を要したので専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第2号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、西村山広域行政事務組合分担金や駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を減額するほか、市道中央12号線用地購入費及び高利率市債の繰り上げ償還金等を追加するものであります。

その結果、8,872万8,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ145億8,722万5,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

第2款総務費については、勸奨退職者特別負担金2,606万2,000円を追加するほか、電子計算機システム賃借料2,146万7,000円を減額するのが主なものであります。

第3款民生費については、重度心身障害（児）者医療給付費300万円を追加するほか、寝たきり老人等紙おむつ支給費950万円、生活保護費1,500万円、他市町保育委託料490万円を減額するのが主なものであります。

第4款衛生費については、健康診査委託料600万円、寒河江地区クリーンセンター分担金1,452万7,000円を減額するのが主なものです。

第6款農林水産業費については、園芸農業拡大推進事業費補助金1,307万1,000円、水田農業経営確立対策事業費補助金394万6,000円を減額するものです。

第8款土木費については、市道中央12号線用地購入費8,166万5,000円を追加するほか、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金1億3,321万9,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1,370万円を減額するのが主なものです。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金266万円を減額するものです。

第10款教育費については、図書購入基金積立金100万円を計上するものです。

第12款公債費については、高利率市債の繰り上げ償還金8,930万円を追加するほか、市債利子などを減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、分担金及び負担金1,400万8,000円、県支出金1,568万1,000円、繰入金3億8,596万円などを減額し、市税を3,000万円、地方交付税1億6,381万6,000円、市債1億3,200万円などを追加し対応することとしました。

第2表地方債補正については、減税補てん債ほか4事業債の限度額を変更するものです。

第3表繰越明許費については、まちづくり総合支援事業、街なみ環境整備事業が年度内の完成が不可能

なために、翌年度に繰り越しするものです。

次に、議第3号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事業期間の変更による清算交付金などを減額するほか、これに伴う歳入予算の調整を行うものです。

その結果、2億2,758万5,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ5億6,262万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものについては、寒河江駅前土地区画整理事業清算交付金を含む補償補てん及び賠償金1億9,520万円、それから整地工事費など2,500万円、換地計画作成業務委託料など200万円、市債利子418万5,000円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、県道整備負担金1,516万5,000円などを追加し、一般会計繰入金1億3,321万9,000円、清算徴収金1億920万円、電線類地中化負担金など34万1,000円を減額し対応することとしました。

第2表繰越明許費につきましては、公園整備工事等の年度内完了が困難な状況となったために所要額を翌年度へ繰り越しするものです。

次に、議第4号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の補正予算を受けた無利子貸付金償還金の追加と下水道高資本費対策借換債などの減額による公債費の調整を行うものです。その結果、232万7,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,279万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、無利子貸付金償還金の追加と下水道高資本費対策借換債及び市債利子を減額し、公債費を232万7,000円減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,333万3,000円、諸収入854万円を追加し、繰入金1,370万円、市債1,050万円を減額し対応することとしました。

第2表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものです。

次に、議第5号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費の追加及び高額医療費共同事業に対応する拠出金を追加するものです。その結果、5,257万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億9,080万1,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、一般被保険者療養給付費5,000万円を追加するほか、高額医療費共同事業医療費拠出金257万2,000円を追加するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金2,419万3,000円、県支出金64万3,000円、給付基金繰入金2,773万6,000円を追加し対応することとしました。

次に、議第6号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、財政調整交付金の減額相当分を介護給付費準備基金繰入金で対応するとともに、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を減額するものです。その結果、163万4,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億4,505万1,000円とするものです。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金 163万 4,000円を減額するものです。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 163万 4,000円を減額し対応することといたしました。

次に、議第7号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議等の開催回数の減に伴い、介護認定審査会費を減額するものです。その結果、262万 6,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,461万 4,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、委員報酬 215万 6,000円、委託料など47万円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金 291万 9,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 163万 4,000円をそれぞれ減額し、繰越金 192万 7,000円を追加し対応することとしました。

次に、議第8号平成17年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

日本の経済は、民間、行政の構造改革の取り組みにより、長きにわたった低迷を脱し、民間主導の回復が見られるものの、依然として弱含みで推移しており、予断を許さない状況にあります。

このような中、国の平成17年度予算は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に改革断行予算を継続し、前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化したところであります。

また、地方財政計画においても、三位一体改革の全体像に沿い、自治体運営に必要な交付税、地方税など一般財源の総額は確保されましたが、地方交付税の振替分となる臨時財政対策債の大幅な削減、投資的経費や経常経費の削減など4年連続の規模縮小と厳しいものとなっております。

平成17年度の本市一般会計予算は、地方交付税の大幅減額は避けられたものの、臨時財政対策債や減税補てん債の削減など厳しい歳入のもと、効率的で持続可能な財政運営を図っていくために、限られた財源の重点配分、経費支出の効率化に努め、また、市債、財政調整基金、減債基金の効率的な活用を図りながら、活力ある地域社会の実現に努めることを基本に編成したものであります。

本年度は、これまでも増して市民の方々にまちづくりの一翼を担っていただき、民間でできることは民間が英知を出し合い、責任を持って自主的に運営する体制の構築を図るとともに、現在策定中の第5次寒河江市振興計画や行財政改革大綱を先取りしながら、移動通信用鉄塔施設整備事業や財務会計システム導入、少子高齢社会に対応した諸施策の実施、産業振興基盤の整備、市民生活に密着する社会資本の整備、さらには、本市のシンボル事業となった「花咲かフェアINさがえ」の開催など、本市の発展に必要な事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成17年度一般会計予算は 131億 6,000万円となり、平成16年度と比較して2%の減となりました。この減の要因は、臨時財政対策債の大幅な減額に伴う歳入減とあわせて、醍醐小学校改築事業やたかまつ保育所増改築事業などが終了したのを初め、その他の建設事業がピークを過ぎたことや、徹底した事務事業の見直しの結果であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率については、平成16年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税につきましては、企業の業績改善が見込まれることから、市民税が2%の増、固定資産税は新築家屋の増が見込まれるものの、地価の下落が依然として止まらないことなどから、前年と

ほぼ同額を見込み、市税全体では0.6%増の47億7,131万8,000円を計上いたしました。

第2款地方譲与税については、三位一体改革に伴い養護老人ホームなど保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助金などが新たに一般財源化されたことに伴い所得譲与税が大幅に増加したことから、31.1%増の3億2,120万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、地方財政計画を踏まえ、66.3%減の1,350万円を計上しております。

第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金については、平成16年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第6款地方消費税交付金については、平成16年度の交付状況や消費動向などを勘案し、1.6%減の4億3,000万円を計上いたしました。

第7款自動車取得税交付金については、平成16年度の交付状況や地方財政計画を踏まえ、4.1%増の7,600万円を計上いたしました。

第8款地方特例交付金については、平成16年度の交付状況や地方財政計画を踏まえ、14.7%増の1億4,800万円を計上いたしました。

第9款地方交付税については、地方財政計画では0.1%の微増となっておりますが、本市では基準財政需要額の経常経費が増加することから、3.6%増の37億8,000万円を計上したところであります。

第13款国庫支出金については、たかまつ保育所増改築事業や醍醐小学校改築事業などの投資的事業が終了したことや、三位一体改革により国民健康保険国庫負担金、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助金が一般財源化されたことに伴い、21.1%減の6億9,833万6,000円を計上いたしました。

第14款県支出金につきましては、農林関係補助金が大幅減額になったことから、8.5%減の5億3,675万9,000円を計上いたしました。

第17款繰入金については、2.8%減の5億6,898万6,000円を計上いたしました。その主なものは、財政調整基金から5億1,000万円、減債基金から5,000万円、その他の基金などから898万6,000円です。

第19款諸収入については、産業立地促進資金貸付金元利収入が伸びたため、23.4%増の6億5,608万2,000円を計上いたしました。

第20款市債については、大規模な投資的事業が終了したことや、将来にわたる公債費負担軽減を考慮し発行額を抑制する方針で計上した結果、投資的事業充当分が1億6,590万円、臨時財政対策債が4億3,000万円、減税補てん債3,900万円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の精査と事業費の見直しを行うとともに、昨年に引き続き退職職員の不補充や特別職給料及び一般職の管理職手当の削減率を引き上げたほか、時間外手当の大幅削減、さらに事務事業、補助金負担金についても見直すなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費については1.1%減の30億8,038万6,000円を計上いたしました。

物件費については、財務会計システム導入経費などの増加要因はありましたが、徹底した事務事業の精査を行い、4.2%減の16億1,994万5,000円を計上いたしました。

維持補修費については、徹底した削減を行い、5.3%減の1億9,740万5,000円を計上いたしました。

扶助費については、受給対象者を精査した結果、0.9%減の10億9,437万8,000円を計上いたしました。

補助費等については、事務事業内容の精査や見直し、補助負担金事業の終了などにより4.4%減の16億9,402万円を計上いたしました。

投資的事業につきましては、徹底した事業の選択と精査のもと、真に市民が必要とし、地域の発展が実

感でき、そして将来の発展基盤となる事業に取り組むことといたしました。その主な事業といたしましては、総務費では移動通信用鉄塔施設整備事業として1億6,814万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置補助事業に355万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に949万4,000円、園芸産地拡大強化支援事業に1,524万2,000円、さらに県営事業負担金として鹿島石持地区畑地帯総合整備事業外5事業に4,298万円を計上いたしました。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に4,800万円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、山西鶴田線街路整備事業に2,400万円、その他道路改良、側溝整備、舗装整備、交通安全施設整備事業、用悪水路整備に合わせて6,769万6,000円を計上いたしました。また、本市の協働のまちづくりのシンボル事業となっているフラワーロード整備事業、グラウンドワーク推進事業に合わせて1,140万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校の施設整備事業に1,405万2,000円、公民館整備補助事業に820万円、市民ホール管理棟整備事業に421万6,000円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は6億2,760万8,000円で38.2%の減となったものであります。

繰出金の主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に4億5,664万7,000円、公共下水道事業特別会計に8億8,061万4,000円、国民健康保険特別会計に2億3,849万7,000円、老人保健特別会計に2億6,967万3,000円、介護保険特別会計に3億8,117万3,000円を計上いたしました。

第2表は、農業総合振興資金利子補給事業を初め3件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など6億3,490万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借入の最高額を17億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第9号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の象徴として、また寒河江市の顔として、品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成17年度につきましては、すべての工事を完成し、区画整理登記や清算金徴収交付などの事務事業を行い、事業竣工を図るべく予算編成を行ったところであります。その結果、歳入歳出の予算総額はそれぞれ5億6,584万9,000円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、市街地整備費については清算交付金に1億8,920万円、水路調整設備設置工事費などに190万円、実施計画精算報告書作成業務委託料などに100万円のほか、事務費など242万4,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に3億7,082万5,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、寒河江駅前土地区画整理事業清算徴収金1億920万円、一般会計繰入金等4億5,664万9,000円を計上いたしました。（発言する者あり）

また、一時借入金の限度額については、6億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るために計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。その結果、歳入歳出予算総額はそれぞれ27億2,894万7,000円

とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億2,133万5,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として4億2,720万円、単独事業は2億2,700万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には、補助事業として2億5,860万円、単独事業は1億1,990万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに2億31万6,000円、浄化センター建設費には補助事業として1億7,870万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還金及び利子などに11億6,912万7,000円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に8,000万円、使用料及び手数料に4億4,739万6,000円、国庫支出金に4億4,860万円、一般会計繰入金に8億8,061万4,000円、また、市債については公共下水道事業債等に8億4,930万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び水処理、汚泥処理中央監視制御設備更新工事業務委託の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については8億円と定めるものであります。

次に、議第11号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ960万4,000円であり、前年度予算に対して13万8,000円の減となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理などに要する一般管理費321万8,000円、公債費635万6,000円などを計上いたしました。

歳入予算は、水道使用料481万6,000円、一般会計繰入金478万6,000円が主なものであります。

次に、議第12号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を策定し、平成20年度の実現を目指しています。また、平成17年度からは、三位一体改革にあわせ、市町村国保に対する都道府県の役割、権限の強化を図るため、新たな都道府県負担を導入することとなりました。

本市における被保険者は、ひところの社会保険離脱等による伸びも落ち着いてきたものの、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や医療給付費などの増加により、その補てん財源として活用してきた給付基金の保有額が少なくなっており、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う必要額を確保するため、税率改正を見込み予算計上いたしております。今後とも国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保険事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成17年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億3,424万7,000円で、前年度当初予算と比較して4,560万3,000円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費24億 8,984万 5,000円、老人保健拠出金5億 3,236万円、介護納付金2億 2,012万円、高額医療費共同事業拠出金 6,889万 5,000円であります。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税のうち医療給付費分が11億 9,483万 6,000円、介護納付金分が1億 234万 7,000円、国庫支出金10億 1,537万 1,000円、療養給付費交付金6億 6,719万円、県支出金1億 2,773万 9,000円、繰入金は、一般会計繰入金2億 3,849万 7,000円を見込んでおります。

次に、議第13号平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成17年度老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億 647万 4,000円で、前年度当初予算と比較して1億 7,527万 5,000円、4.5%の減少となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が36億 9,470万円で99.7%を占めており、総務費については1,127万 1,000円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、支払基金交付金21億2,979万 1,000円、国庫支出金10億 4,439万 9,000円、県支出金2億 6,082万 5,000円、一般会計繰入金2億 6,967万 3,000円を計上いたしました。

次に、議第14号平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、制度施行後5年が経過し、市民の中に着実に普及、定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成17年度の介護保険特別会計は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億 4,576万円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に7,727万 8,000円、要介護認定費に1,900万円、介護サービス等諸費に21億 7,562万円、支援サービス等諸費に5,404万円等を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に3億 5,020万 2,000円、国庫負担金に4億 4,857万 4,000円、国庫補助金に1億 3,457万 3,000円、支払基金交付金に7億 1,771万 8,000円、県負担金に2億 8,035万 9,000円、一般会計繰入金に3億 8,117万 3,000円、基金繰入金に3,309万 8,000円などを計上いたしました。

次に、議第15号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関として、本市及び西村山地域4町共同で設置したものであり、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図る上で極めて重要な役割を担うものであります。

平成17年度は、延べ140回の審査判定会議を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,084万 6,000円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に1,331万 4,000円、介護保険専門員報酬に343万 2,000円などを計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成市町の介護認定審査会共同設置負担金に1,327万 3,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金に757万 1,000円などを計上いたしました。

次に、議第16号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ75万円とするものであり、前年度当初予算と比較して5万5,000円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも山林の下刈り作業など管理運営のための経費を計上したものであります。

歳入予算は、各財産区について申し上げますと、高松財産区が34万8,000円で、土地貸付収入5万2,000円、繰越金18万8,000円、生活環境保全林事業負担金10万円が主な内容であります。また、醍醐財産区は16万1,000円、三泉財産区は24万1,000円の歳入予算であり、主なものは財政調整基金繰入金、繰越金、寄附金であります。

次に、議第17号平成17年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

市立病院は、地域医療の中核病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また、良質かつ高度な医療を継続して提供するため、最新式医療機器を導入するとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室を一層充実させ、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。今後につきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を図り、医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成17年度の市立病院事業会計予算は、医療機器の更新を効率的に行い、高度化する医療ニーズに的確にこたえてまいります。また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は、病床数160床で、年間患者数を入院患者4万6,720人、外来患者8万6,730人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額が27億7,916万9,000円で、このうち医業収益は25億4,792万2,000円、医業外収益は2億3,124万6,000円、特別利益1,000円を計上いたしました。

支出総額は27億7,916万9,000円で、このうち医業費用は27億2,226万8,000円、医業外費用は5,530万1,000円、特別損失60万円、予備費100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が2,700万1,000円で、このうち企業債は2,700万円、固定資産売却代金1,000円であります。

支出総額は1億6,020万円で、このうち建設改良費は3,000万円、企業債償還金1億3,020万円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,319万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法などについて定め、第6条は一時借入金の限度額を5億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億2,000万円と定めるものであり、第10条は、棚卸資産の購入限度額を9億4,100万円と定めるものであります。

次に、議第18号平成17年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

平成17年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

このためにも、将来にわたる水源を確保しつつ、配水池の築造や配水管網の整備拡充など第4次拡張事業の推進を図ってまいります。また、下水道工事など他事業との関連工事に対しても、配水管布設替工事等について積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,230戸、年間総配水量686万9,000立方メートル、1日平均配水量1万8,819立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億5,767万5,000円、支出総額11億2,917万1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額3億3,181万5,000円、支出総額10億6,646万7,000円とするものであり、支出の主なものとしては配水池築造工事、送水管布設替工事、配水管布設及び布設替工事などの建設改良費9億2,060万2,000円、企業債償還金1億4,486万5,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し7億3,465万2,000円の不足となりますが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

第5条は、配水池築造工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器などの棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革をより一層推進するため、組織機構を見直し、新たに課を設置しようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会情勢の変化に伴い、豪雪による住居倒壊予防休暇を廃止し、男性職員の育児参加のための休暇を新設するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例及び寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革の推進を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、消滅幅を拡大して引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき長期継続契約とすることができる契約を定めるため、本条

例の制定をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について及び議第25号寒河江市国際交流基金条例の廃止について御説明申し上げます。

これらの条例については、基金設置の所期の目的が達成されたため廃止しようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

東部地区公民館美原町分館を新設し、東部地区公民館中河原分館及び上河原分館が移転したことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市市民浴場を利用する者の利便を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、農業委員の選挙委員の定数を各選挙区とも1名ずつ削減し、委員定数を20名としようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について御説明申し上げます。

農業委員会の選任による委員の推薦主体を明確化するため、本条例の制定をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律及び寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正に伴い、農地部会を廃止しようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、農業振興部会を廃止しようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

優良な住宅地形成のために実施した寒河江みずき団地地区整備計画の都市計画決定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

幸生辺地の公共的施設整備については、平成12年度より第6期幸生辺地総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、平成16年度が最終年度となります。しかし、引き続き移動通信用鉄塔施設の設置や通学施設としてスクールバスを更新する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成17年度を初年度とする第7期幸生辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、平成13年度より第6期田代辺地総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、移動通信用鉄塔施設の設置をする必要があるため、第6期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

以上、33議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

す。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第43、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 施政方針と関連をするわけではありますが、なお前段の実施計画とも関連をしますけれども、平成9年度から行われました特定環境保全公共下水道事業が三泉地域について今年度で完成をするというふうになっております。

先般、実施計画の中でも質疑が交わされたわけではありますが、いまだ未整備になっている地域の人々は大変首を長くして、一日も早く下水道整備がなされるように期待をして待っているというふうに思います。この三泉が終わった後、特にこの特環に関してどのようなお考えを持っているのか、市長に御見解を伺いたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 この前の実施計画の説明でも申し上げまして、あるいはまた、実施計画の計画の中にも入れておきましたように、17年度までは入れておるわけでございまして、18、19年度には白紙にしておるわけでございます。御案内のとおりかと思えます。

それで、あの際にも申し上げましたとおり、特定環境のこれからどう進めていくか、あるいは普及率が異なると、あるいは使用者となりますところの方々の負担金の問題といろいろありますので、それから、どこの地域というようなこともあるわけでございます。

三泉の方から西に進めるか、あるいは高松地区の方に、いや柴橋の方に入るか、あるいは最上川の南側に入るかというようなことがいろいろ問題がございますので、現在は白紙にしておるわけでございまして、まずは十分な検討を重ねた上でその考え方を出してまいりたいと思っておりますのでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 十分な検討をしてというふうなことでありますが、前にも申しあげましたが、全市の寒河江市全体のやはり均衡ある発展というふうなものを考えながら実施をしていただきたいというふうに思っているわけでありましてけれども、これまで市長がこうした質問に対して答弁されたことをきちっと踏まえて、検討する際にはそれを生かしてほしいというふうに考えておるわけでありまして、特に前段で色染めが変わっておった地域、三泉から次に移る地域、前には14年度以降というふうになっておった地域であります、醍醐地区あるいは柴橋地区のいわゆる川、最上川から南の区域ですね。その部分は色分けが違う区域になっておったわけでありまして。

当時の答弁をひもといってもらおうとおわかりになります、そうした地域について、同じ色分けになっている地域について同時に進めてまいりたいというふうな市長の答弁があるわけでありまして、そうしたところも踏まえて、ひとつできるだけ早い機会に実施がされますよう、そういうふうに市民が、未整備地区の市民は望んでいるわけでありましてから、検討を加えるようお願いをしたいというふうに考えておりますし、そうしたところの御見解があれば承りたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 当時、何年前になりますか、ああいう計画を立てたわけでございますけれども、そして、特定環境あるいは公共下水道でその受益に供されないような地域に対しましては、合併浄化槽というような補助金を出しながら、快適な環境生活を送られるようにというような配慮をしたところでございますので、いろいろなことを考えながら、どのような、そしてまた財政等々の問題もいろいろあるわけでございますので、非常に将来に負担ということも考えられるわけでございますので、それらを考えながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 いずれにしましても、そうした地域住民の期待を裏切ることのないように、あわせて市全体の均衡ある発展というふうな意味から、着工を前提に、着工というか、即時整備を前提に検討を、お願いをしておきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 今年度17年度の予算に対してでありますけれども、寒河江市でも競争入札というか、いろいろ行われておりますけれども、よその市を申しあげて申しわけないんですけれども、山形市でも本年度から警備、庁舎内の掃除など委託の、ずっと寒河江市でも同じでありますけれども、やっておりますけれども、見直すとして条例改正も行われておりますけれども、今現在寒河江市でいろいろ委託している業者、最高で長いのは何年だったのかどうか。

あと、もう一つ、市内の一般ごみの家庭ごみも収集されております。これは2社で行われておりますけれども、契約事項ですね。時間が何時から何時まで契約なされているのかどうかであります。ずっとこの2社の業者は寒河江市で始めてからやっているはずだと思います。その方も見直しているのかどうかであります。

あと、もう一つ、寒河江市でも西村山クリーンセンターで焼却灰で平板というのをつくっておりますけれども、どのぐらい寒河江市で公共事業に使われているのかどうかであります。埋立の処分地はかなり長持ちするようになっておりますけれども、一生懸命平板というブロックが、歩道の方に敷くやつが市販されております。公共事業にどのぐらい寒河江市で使われているのかどうかであります。ましてリサイクル法も行われております。その辺の兼ね合いもお聞きしたいと思います。

また、緑化フェア、あそこに約3,000万円近くお金をかけております。事業に対してもいろいろありますけれども、あそこに出店する店は大体決まっているような感じもいたします。それに対して第三セクターさがえも入っているような感じもいたします。そして、そこに県からの委託事業もチェリーランドさがえが委託していると聞いておりますけれども、やはりその辺の兼ね合いと、あと、出店する店、そこに対して、県の土地でありますし、使用料はどこに払われるのかどうかもお聞きいたします。

また、当然そこに行きますとごみも当然出ます。よく言葉で私なりに新聞で見ましたんですけれども、やはり花も見ればきれいです。「撮っていいのは写真だけ、残していいのは足跡だけ。自分の連れ合いとごみは持ち帰ってください」と言われることもあるわけであります。その辺の兼ね合いで、ことしも3,000万円近くの予算をつけてやっているんですが、そういうごみの問題のことも考えながらいかなければならないんじゃないかなと私は思うんです。その辺もお聞きしたいわけであります。

あと、もう一つ、条例改正も載っておりますけれども、職員の倒壊予防休暇もなくなると聞いておりますけれども、それはどうして、山形県があったからなくなるのかどうかであります。私もこれに対して、昭和55年……

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤議員、予算関係についてだけまず質問してください。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 だから、この辺に対してどのようにお考えなのかまずお聞きしたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

清掃等の委託について、長いので何年かということでもありますけれども、本市においては、市有施設の清掃あるいは警備業務につきましては、原則入札ということでやってきておりまして、競争原理を導入ということで入札をやってきておるわけでございますけれども、それぞれその入札の結果において、引き続き同一業者がまた落札するとかということはまああることございまして、同じ業者が長く続くということも出てくるものもございます。そういったことございまして、最高で何年かと言われますと、ちょっと調べていなかったもので、今この時点ではお答えすることはできないものでありますので、御了承願いたいと思います。

そのほかのごみ等について、あるいは花咲かフェア等については担当課の方からお答え申し上げます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長　ごみの収集についての御質問だったと思いますけれども、ごみの収集につきましては、現在3業者に委託しておりまして、随意契約で委託をしております。

その収集業務のしていただく時間でございますけれども、午前7時から午後4時までの間に終了するようというようなことでの契約を結んでおります。

それから、クリーンセンターの方のスラグのことだと思いますけれども、スラグにつきましては、平成10年度からスラグを灰溶融でつくっております、これを寒河江コンクリートと一緒に研究してまいりまして、全量を寒河江コンクリートにスラグ平板の材料となるようなことで提供しているところでございます。

どのように使われているのかということでございましたけれども、平成15年度を見ますと、30センチ角で6センチの厚みだったと思いますけれども、それが6万9,105枚というふうになってございまして、その納入先は、山形ニュータウン、それから本市では醍醐小学校、それから寒河江市の駅前の公園、そのほか県外についてもいろいろございまして、20幾つかのところに納入をしている状況でございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

平成17年3月第1回定例会

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 花咲かフェアの関係についてお答え申し上げたいと思います。

昨年開催しました、平成16年開催しました「花咲かフェアINさがえ」におきましての営業参加店数につきましては、合計で8社ございました。内訳ですが、お食事関係が3社、あと、お土産関係が4社で花関係が2社、あと、アイスクリーム関係が1社というふうな内容でございます。

あと、使用料ということでしたけれども、営業参加料としまして実行委員会の方に納入していただいております。これにつきましては、ごみの関係もありましたけれども、ごみの処理なども含めての営業参加料というふうなことで実行委員会の方に納めていただいたというふうな状況でございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 市の清掃や警備でも、ごみでも同じになりますけれども、単純なことを申しますけれども、日本公社で赤い車でやっている業者が独占してやっていたところに、今度はいろんな業者どうぞと言ったら単価がかなり安くなったわけでありまして。寒河江市でもやはり警備や清掃の業務も委託しておるわけでありまして。新年度から条例改正してやる長期契約を結ぶわけでありましてから、当然透明性を深めるべきだと思います。

あと、市内の一般ごみの収集のこともありましたけれども、大体7時からお昼前後で終わるのであります。大体午後から民間のごみ収集しているのが現状であります。一度ここで参入したい業者をどっついたらどうかと私なりに思うわけでありまして。今までやってくれたのには感謝しますが、ほとんど見積り合わせの契約が、実態が多かったと私なりに思うのであります。その辺の考え、どのように思っているのかどうかであります。

やはりごみの問題は皆どこでも関心があるわけでありまして。スラグで平板をつくったりなにしたり、一生懸命どこの自治体でも埋立地を長持ちするためにいろいろやっているわけでありまして。これからも進んで市内のごみ、西村山広域自体でありますから、当然その辺でもお互いに公共事業に使うような努力をなされるべきだと私は思います。

あと、やはり花博、あそこにおきまして、協賛会というか、協議会をつくっているんだからと言われても、なかなか見えないんじゃないかなと思うのであります。先ほど言ったように、撮っていいのは花を見て写真を撮ります。思い出に残していいのは足跡だけ。そのように言われるんです。ごみと連れ合いは持ち帰りましょうと。どこでもそのような看板があるわけでありまして。一生懸命考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですけれども、いろいろ委託のこと、長くなりましたけれども、その辺の考え、どのように4月から取り組んでいくのかどうかであります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

平成17年3月第1回定例会

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 花咲かフェアの関係のごみの持ち帰りというふうな御質問だというふうにお聞きしましたけれども、営業参加者から買った、要するに例えば食事したカップとかそういったごみについては、あくまでもそこで投げていくというふうな、廃棄するというふうな今までの実情でございました。ただ、外から持ってきたごみについては極力持ち帰るようにお願いするというふうなことで団体のお客様の方にはお話ししております。

ただ、全体的な公園の関係を申しあげれば、やはりごみの関係は持ち帰っていただくというふうな方法がよろしいかなとは思いますが、それらも含めて実行委員会の方で検討していきたいというふうに思いますし、あくまでも営業参加者から出たごみはやはりそこで処分しなければならないのかなというふうに思いますので、処分料の方も営業参加料に含まれているというふうなことでありますので、さまざま実行委員会の方で検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 ごみ収集運搬関係についてでございますが、先ほどお答え申し上げておるわけですが、市内では3社で今収集運搬しておるわけですが、現実的に、もし入札などした場合、1社で全域全業務についてカバーするということはなかなか難しいというようなことのございまして、区域、業務内容等分けて、それぞれ見積り合わせを毎年実施してきて契約しているというようなことあります。

ただ、このたび今回の議会の方にも御提案申し上げていますが、長期継続契約が今度できるようになります。議会で条例が通ればの話ですが、そうなれば、今まで参入していなかった人でも、物によっては入札に参加できるというような業種等も、あるいは業者の方も出てくるかと思えます。そういったことを調べましてといいますか、全体的に考慮しまして、もし新たに参入される方がありましたら、そういった方も含めて入札等も考えられるということも言えるかと思えますので、その辺についてはこれから検討しながら、より透明性の高い契約となるように努めてまいりたいというふうに思っております。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。18号ですか、19。川越孝男議員。

川越孝男議員 何点かお尋ねしたいと思いますけれども、その一つは、この名称からすればわかるんですけども、この課に一体どういう係をつくるのか、そして、どういう任務があるのかということが1点です。

二つ目、職員の数は何名配置されるのかというのが2点目。

あと、三つ目は、期間、どのようにこの課の存続というか、立ち上げの段階からずっと永久に続く課なのかというこの点で三つ。

それから、もう一つ、提案理由の中にも、組織機構を見直しをして今回新規に課をつくると、行財政改革推進課をつくるというふうに言われていますけれども、今行財政改革について全市的に市の総力を挙げて取り組もうとしています。そして、そこには議会の意見もあれば、広く市民の意見をも反映させながら、今日的課題を克服するために寒河江市の行財政改革大綱をつくり、具体的に進めていくという一つの道筋があります。

したがって、そういうふうなことからすれば、全体的な形の中でつくっていく必要があるのかどうなのかも含めてやはりされる方がいいのではないかというふうに思います。今回はそれを立ち上げるための任務だけであるならばもちろんわかるんですが、そうでなくて、したがってこの課の任務も将来的な部分もあろうというふうに思いますので、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

もしそういう、今寒河江市が行革大綱をつくって具体的に進めていく、そのための引っ張る牽引の役割だというふうなことであるならば、企画調整課の中で、行政の縦割弊害を克服しながら、今横の情報を集めながらするというようなことであれば、あえてこの課をつくらないで企画調整課の中でやっていった方がいいのではないか。そして、全体的な構想の中でこういうものが必要だとなれば、そういうこともあり得るというふうには思いますけれども、その辺の関係について見解をお聞かせをいただきたいと思いません。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 第1点は、係をどうするかというふうなことなんですが、行財政改革推進係をつくりたいというふうに考えております。

それから、任務でありますけれども、まず一つは、せんだってお話ししましたように、行財政のスケジュールを申しあげました。そのスケジュールの中で、最終的にはことしの12月ごろまでには大綱をつくりたいというふうなことであります。さらには、その大綱に基づいて行革を推進していかなければならない。あるいはその推進に当たって評価あるいはチェック機能というふうなものの任務というふうなこともあるのではないかとというふうなことを考えております。

それから、職員の数でありますけれども、3名ほどを考えております。

それから、期間であります。期間については、先ほども申しあげましたように実効性の高い大綱を策定しようというふうなことでありますので、それに推進する立場、あるいは評価、チェック機能というふうなことをあわせれば、最低は2年は必要ではないかとというふうな考えも持っております。

それから、全体的な形の中での立ち上げということなんですが、これもせんだって申しあげましたスケジュールによって、市民の御意見もお聞きすると、それから、議会の皆様からの御提言もお願いしたいということで既に市長の方から答弁の中で申しあげているとおりであります。それらを踏まえて、まずはことしいっぱいで大綱をつくり上げようというのが当面の課題かというふうに考えております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 やはり3人で一つの課、課長がいて、係長がいてというふうになるんだというふうに思う。あと、職員が1人というふうなことで、あと、任務も行革大綱をつくと、体制をつくるためだと。そして期間的にも2年間ぐらいだというふうなことであるならば、あえて今市の組織機構の見直しをしているときに、改めて課をつくる必要があるのか。企画調整課の中で横の連携をとりながら、その中で立ち上げをしていくという、管理職、頭だけがふえて、3人しかいない一つの課というのは、今スリム化をしようと言っているときに、極めて問題の課の設置だというふうに私は思います。

そして、同時に、今市民の声を結集して意見を反映させながら行革大綱をつくらうと言っているときに、改めて課を一つつくるという、しかしこれは市民の声が反映されない。市役所内部だけ、執行部だけで提案している。この時期に3人の課をつくるなどということは、行革に逆に後ろ向きという批判も免れないのではないかとこのように私は思います。したがって、そういう意味で、もう少し検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、単なる2年間の課なんていうのは、3人でやるというのはいかかなものかと思うんです。このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 行財政改革は、寒河江市、どこの団体でもですけれども、喫緊の課題として早急に、また、大改革を断行しなくてはならないということをごさいますして、それを専任するところの課を置いて、そこで計画を策定する、それからそれを実行させていく、あるいは今度は評価をさせる、さらに行動に移すと、いろいろ段階を踏まえて、1年だけの計画策定期間というだけでなく、その後の評価期間とか、あるいは行動期間というようなことも踏まえれば、本当に独立させるということの方がより今回の行革に沿っているものと思っておるわけをごさいます。

行革というと、すぐ課を少なくするというのが行革のように受け取られますけれども、やはり行革をするには、それなりの勇気と、そしてまた意思を持って取り組まなければならないということをごさいますして、企画調整課はそのほかにも第5次振興計画を立ち上げなくてはならないという大きな仕事もごさいますし、あるいはまた教育振興計画、人づくり計画というのもどうにかしなくてはならないというような課題も預けておるわけをごさいますので、一緒の中でということになりますと、これは無理だろうなと思っておるわけをごさいます。ですから、こういう行財政改革が策定されれば、そういう中で組織の改変ということも18年度以降これは当然出てくるわけをごさいますして、そういう中でまた組織をどうするかということは当然考えておるところをごさいます。

あるいはまた、期間につきましても、最低は2年であろうと私は思いますし、2年以上、3年以上かかる場合も考えられるわけをごさいますして、最低は2年だろうということでの担当課長のお話だろうと思っておりますので、市の大重要事業として取り組まなくてはならない問題でございますから、これは小から大までいろいろ、所内の内部だけの問題ではございませんで、外部とのかかわりということも出てくるわけをごさいますから、これは大きな事業ということに考えて、課を独立させるということに踏み切ろうとしておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 行革だから、課を減らすことだけがよいと私は思っていません。そんなことを申しあげたんでなくて、つくるそれなりのつくらざるを得ない客観的な理由がいかげなものかなということでききほど申しあげたんです。3人の一つの課というのはね。

そして、なぜ企画調整課の中でそういう仕事をやれないのか。いろんな仕事、企画調整課では第5次振興計画もつくらなければならないしというふうなことはありますけれども、それは係を分けながらやっていくというふうな形の中で大丈夫だというふうに私は思います。そういうふうに思います。

そして、同時に、大綱をつくって、その後の評価もしていかなければならないというふうなお話がありました。私も評価というのは極めて必要だと。行財政改革をする上では、事務事業も的確な評価ができなければ、どの事業がいいのか、どの事業が必要ないのかということができないと思います。それは係や人を配置するとできるんでないんです。やはり評価システムを、評価できるシステムをつくり上げなければならないというふうに思っているんです。したがって、これまでも私ども会派でも視察に行ってきたりして、何回も提案しているわけでありましてけれども、そういうふうなことをしない限り、3人の課をつくったからとて、評価やなんか完全にできるというものではないというふうに思います。

したがって、この点については後ほども申しあげますけれども、ぜひ今の時代、あえて3人で課をつくるのが今の時期妥当なのかという意味では、私は疑問、疑義があります。ということを申しあげておきます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 今度の条例改正でありますけれども、今現在、雪がことしは大変多いんでありますけれども、職員の倒壊予防休暇は4日あるんであります。11月1日から3月31日まで。県では昨年から廃止になっております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 きちんとマイク使ってください。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員　それで、寒河江市でも4月から倒壊予防というのか、当該住居の復旧作業というのがあるんです。この復旧作業というのは、台風だの、水害だの、地震だの、火災だのとあるわけでありましてけれども、一体何日を指すのかどうかであります。これは、昨年的人事院勧告によってこのように変わるのかどうかであります。そして、今現在の予算の中で、何人ぐらい休んだのか、職員がとっているのかお聞きもいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 助役。

平成17年3月第1回定例会

荒木 恒助役 最初に、この特別休暇の地震、水害その他の災害の日数のことだというふうに思いますけれども、この水害その他の災害の特別休暇については15日です。そして、そのおそれがある場合は3日間ということでございます。

それから、当然今回は豪雪による職員の倒壊予防については廃止ということでございます。

それから、倒壊防止の方のこれまでの休暇の日数、実際とった日数ですね。後で調べて。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 この雪おろし休暇は昭和36年にできたんです。昭和38年に三八、五八で1日ふえちゃって4日になって今現在まで来たわけでありまして。昨年県議会でも問題になって、県職員は廃止になったわけでありまして。寒河江市でおくれながらも4月1日からであります。当然この寒河江市内も大雪であるから、当然市の職員らは大体とるのが金曜日か月曜日なんです。実際日曜日で雪おろししているんです。特別休暇下さいってやっているのが現状なんです。何日だって、大体みんな判こ押すからわからないの。タイムカード押すとすぐかかってくるんですけども、そういうようなことを申しあげたいんであります。

職員だけが家が壊れるわけでないです。一般民間企業でも、農家の人だって同じなんであります。やはり本来ならば、米沢市なんか15年前から廃止しているんですよ。それから見ると余りにも遅過ぎたんじゃないかなと私は思うんです。その辺も実態、廃止になるんですからなによりだと私は思うんであります。それだったらもう少しこの人件費も考えて、もっと考えて運用してもらいたいなと私なりに思って質問しているんです。その辺の市長の考え、市長も県職員でありましたからその辺の実態も、監査委員もそうでありますし、県職員の大物でありますから、その辺の考え方、どのように思われるのかただお聞きしたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 やはり条例でございまして、あるいは制度そのものでございまして、やはり時が来れば、あるいはいろいろ世の中の間考え方も変わりますし、今申しあげました雪にしましても、ことしは降りましたけれども、非常に温暖化の中で少なくなっている状況にあるわけでございますから、その辺最近土曜日日曜日も休みになっておりますから、そのときに職員も降雪対策すればいいんでないかということもございまして、そういういろいろなことを勘案しながら、条例制度というものは改正していくというのが、これが当然だろうと思っております、いろいろ関係もございまして、遅い早いはあるかと思いますが、そういう中でなるべく状況というものをも的確に判断して、条例もそれに合ったようにしていくというのが我々の責務だと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑。22号ですか、23号ですか。23号に対する質疑。川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 先ほどもやりとりあったようでありますけれども、この条例の制定について幾つかお尋ねをしたいと思います。

一つは、どれぐらいの期間を契約期間にするのかというようなこともあるんですけども、逆に入札などの機会が少なくなるというふうなことであれば、競争原理が弱まるのではないかという心配があります。したがって、そうさせないためにどういう運用を考えているのかということが1点です。

2点目、実際この条例ができて、これで運用していく場合どうなるのかというふうなことで、現在有効期間中のものが適用になっていくということなのか、一たん契約をなしにして入札を行うということなのか、それぞれ今契約している期限が満了の時点で入札などをしながら新たなこの制度でやっていくという、こういうふうな部分が想定されるわけでありましてけれども、どういうやり方をするのか。

そして、契約になった場合、実際運用する上では何年というふうなことでやっていくのか。何年間ぐらいの期間を想定してやっていくのか。それぞれの事業といいますか、仕事によってそれらも違うのか、原則何年というふうなことを持つのか、この辺について御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

まず期間でございますが、この条例案の中の1号に掲げる事務機器等に係る賃貸借契約、これについては、その事務機器等の減価償却の耐用年数、償却期間、それを想定しております。一般的に申し上げますと、そういったものについてはおおむね5年というふうになっておるようでございますので、そのようになろうかと思えます。償却期間を考えているということです。

2号の4月1日から役務の提供を受ける必要があるものにつきましては、これについては原則3年というふうに考えておりますが、ただ、機械警備等のようなもの、そういったものについては、その機械警備に要する機器・機械の償却期間、その範囲を予定しております。

それから、入札の機会が減るのではないかとありますが、この長期契約をすることができることによって、先ほどもありましたが、新たに参入できるような方も出てこようかと思えます。例えば今申しあげました機械警備のようなものについては、今までですと機械が設置なっているからということで毎年随意契約してきた経緯がございます。それが償却期間、例えば5年であれば5年で償却期間が切れますので、その後についてはまた入札等において新たな業者の参入も可能になるかというふうに思っております。むしろ入札については、その期間ごとにはなりますけれども、新たな業者が参入できる機会というのはむしろふえるのではないかとこのように思っております。

それから、現在契約中のものについてでございますが、これは契約期間が満了してから改めての入札等になるかと思えます。

以上でしたでしょうか。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 この制度によって随契というものは少なくなって、完全とまではいかなくても、ほとんどが入札でやれるというふうに考えているのか、また、そういうふうになろうとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 市の方の考えとしては、できるだけ入札に付すことができるものについては入札ということを考えておりますけれども、ただ、地方自治法施行令にもありますように、また、市の契約に関する規則にものっておりますが、ごく金額の少ないもの、あるいはその性質上どうしても入札に適さないような、そういったものについては随意契約ということもあり得るかと思いますが、先ほど申しあげましたように、できるだけ透明性を高めるというようなことから、入札にする業務については、そういった業務はふやしていこうというふうな考えでおります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 あと、もう1点は、今一通り考えていることはわかりました。しかし、4月1日からというふうなことも、仕事しなければと、こういうふうな関係でもあるわけでありましてけれども、今の契約しているものは生きています。それぞれ任期が切れた時点でまた入札を行うわけでありましてけれども、そうしたときに、この4月1日、8社との予算の関係、さきのやつとのそういう関係での問題は生じないというふうに、そこら辺の関係はどのように対応するように考えているのかも聞かせをいただきたいということでお尋ねをします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 4月1日と入札の絡みだったのでしょうか。ちょっと質問の趣旨がわかりかねたんですが、4月1日から役務の提供を受ける必要があるものというふうに限定したのは、年度途中で役務の提供ということであれば、その年度中に入札なり見積り合わせを行いまして契約できるわけですけども、4月1日からとなりますと、なかなか入札を前年度に行うというようなこともできないものですから、今までのやり方としまして、4月1カ月間は随意契約ということで契約を結びまして、4月中のその間に入札等を行いまして、残りの11カ月についてまた改めて契約していたというようなことがあったわけです。そういった不便を解消するためにも、最初は4月は随契なりしなくてはならないんですが、あとの11カ月、それから2年目、3年目については入札等をする必要がなくなると。そういった事務の煩雑さを避ける意味からも、こういった長期継続契約という考えが出てきたものと思っております。

そういうことでありますので、的確な答弁になったかどうかわかりませんが、御了承願いたいと思います。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 20数年の歴史を持つ市民浴場の料金を値上げするという議案なんですけれども、市民の利便を図るためにという提案理由なんですけれども、どういう利便が図られるのか、その中身をお伺いしたい。

それから、発足時点からの年度ごとの所要経費、いわゆる支出ですね。支出と、それから入浴料あるいは休憩室の使用料の年度ごとの一覧表をぜひ、きょうでなくてもいいですけども、委員会の審議の前までには提出していただきたいという、これは資料の要望なんですけれども、建設費は別にしても、その経常的な歳入歳出、それから一般会計に相当期間繰り入れがあったと思うんですけども、その年度ごとの繰入金額を全部初年度から作成していただきたい。それは要望です。

最初の質問をお答えいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 市民浴場の利用者に対する利便の具体的内容ということでございますけれども、現在考えておりますのは、これまで市民浴場利用者の方からいろいろと要望等がありまして、それに対応しなければならぬのではないかということで利便性を図るというふうにしたものでございますが、サービスアップについては、一番多いのがボディソープとシャンプーとかそういうものを設置してくださいというふうなものがございました。それで、そういうふうなものを設置したいというふうに思っております。それから、ロビーにテレビを設置してくださいと。それからドライヤーの備えつけ、それからいろいろと高齢者の方が入浴される場合が多いようございまして、そのために手すりを設置してくださいと。それから、トイレが今洋式でないところがございまして、それが非常に不便であるということで洋式化してくださいというふうなことがあります。そのほかにもいろいろとあるわけなんですけれども、おおむねそのようなことにしております。

それから、休憩室の利用料につきまして、これを安くして、休憩室の方でゆったりと過ごしていただきたいというふうなことでございます。

それから、これまで回数券を購入された方につきましては、10回分の料金で11回の券を発行してきましたけれども、これを10回分の料金で13回分を購入いただけるようにするというふうなことを考えているところでございます。

それから、先ほどの支出の一覧表でございますけれども、これにつきましては後ほどということにお願いいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 利便の向上がシャンプーの提供。これはさまざまな考え方があると思うんですけども、一番近隣の温泉で安いのが河北ですか、寒河江の次に安いのは、200円。それから、天童のゆびあが250円。それから、ゆららが300円。それぞれ寒河江よりも高い入浴料をいただいているわけですけども、行ってみられるとわかると思うんですけども、100円の寒河江のいわゆる公衆浴場とは全然スタイルも中身も違っていて、寒河江の市民浴場がそれに肩を並べる料金になるわけです。シャンプーを備えつけるということで、それだけの料金が取れるのかという問題があります。いわゆる比較の問題です。周辺の寒河江よりも比較的高い料金でやっているところは、サウナあり、打たせ湯あり、あるいは水ぶろあり、さまざまなサービスが備わっているんですね。

それから、ゆららなどは13枚券を既に相当前から発行しているし、それから、スタンプ1個押すと1回ただとか、そういうサービスもあるし、あるいは5枚ためると何か記念品がもらえとか、そういうのも相当早くからやっています。あるいは高齢者に対する割引、大江町などでは無料のサービス券を発行したりしているわけですし、そういう意味では寒河江の場合は相当おくれをとっているわけです。

それを、今聞くと、テレビなどはごく当たり前のことだと思うんですけども、公平にあまねく恩恵を受けられるのはシャンプーぐらいかなというふうな気がしますけれども、それだってほとんどの公衆浴場ではやっているわけでありまして。それで倍の値段、これから取れるのかという問題があります。

しかも、多分その資料、お願いしたデータが出てくるとわかると思いますが、いわば寒河江の企業会計がずっとあったわけですけども、その中では優等生の施設だったわけです。毎年毎年繰り入れを一般会計にして貢献してきた施設であります。その時点でも私は言ったことがあるんですけども、それを利用者に還元すべきだということを、何度も何度も言ってきた経緯がございます。

それが、何年前から今度は一般会計にみんな取り込んでしまって、その実態が見えなくなったわけですけども、それでも黒字ではないかと、いわゆる通常のベースで言いますと黒字ではないかというふうに思います。それをどのような形で利用者に還元するかという発想をもっと豊かにしてやらないと、よそと肩を並べるというだけで値上げをするというのはいかがなものかというふうに思います。

それから、湯質も非常にいい湯質なわけですけども、聞くところによると、かけ流しから循環に切りかえたという、いつかの時期から始まったという話も聞いていますし、なぜかけ流しをしないのかというふうなことをやはり疑問があるわけです。

そうした、いろんなテーマに切り込んで利便の向上を図るというのであれば理解できるんですが、ちょっと今の説明では余りにもお粗末というか、もう少し考えて提案してもらいたいなというふうに思います。市長、そこら辺どうなんですか。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 創設以来 100円ということで来ました。そして、消費税が創設されたときも、それを外掛けしないで内金としまして 100円というものを守ってきたところでした。

ですから、入っている方も、あるいは近隣の浴場の方、経営者の方々も、寒河江が非常に安いと。それで逆に寒河江の 100円が足かせになって 200円どまりとか、あるいは 300円どまりにせざるを得ないんだというような声も聞くわけでございます。

また、当市民浴場につきましては、何年か前に大改造をやったわけございまして、1億円だったかと思いますが、かなりの金額を投入して大改造をやって、市民並びに利用者の方々の御希望に沿えるようなものにしたと思っております、その借財といいますが、償還金というのはまだ残っているはずございまして、ですから、非常にそれを考えますと利用料金と運営経費と差し引きしたものは、それらの償還金を考えるならば、経済的な面から見れば、償還金も考えるならば、赤字経営じゃないかなと思っております。

いろいろそういう中で、それから、今言ったかけ流しの問題もありましたけれども、ひところ、利用者の温泉等の温度差にいろいろ御注文がございまして、熱いという方もあれば、ぬるい、ぬるくしてはだめだという方もございます。ですけれども、両方を満足しなくてはならないというようなことでの設備もやっております、それに対するところの施設整備もやったと、このように過去の経過があるわけでございます。

それこれ考えまして、現在の中では、担当課長から申しあげましたように、いろいろなサービスをしたり、あるいは回数券を、リピーターというようなしょっちゅう利用しているような方にはさらに活用しやすいように、あるいは利用する方の便利を図り、多くの方々に何回も来てもらうというような方法を取りながら、経営面と、そしてまた便宜供与といいますが、サービスというようなものをあわせ考えるならば、現在の 100円、消費税込みの 100円ということでは非常に難しいということで、200円にしようかというように提案しておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 かけた資本費を全部回収するというのが発想なんですか。これはそうでないでしょう。例えば下水道などの料金設定はどうなっていますか。あるいは市営住宅の家賃はどうなっていますか。これは違うでしょう。ある程度は見るにしても、それを取り戻すんだなどという発想で料金設定はしていないでしょう。それ、市長、根本的に間違っていますよ。

しかも、途中でいろいろ市民の声を聞いて改造したり、それから便宜を図ったということを過去のことを言っています。しかし、一方では、当初の資本費を除けば、恐らく1,000万円以上の毎年の繰り入れがあったはずなんですよ。これは後で出てくればわかると思うんですけども、そうすると20年で2億円ですよ。これだけ優良な事業体が寒河江市でほかにありますか。これをやはり尊重して、お客様に、利用者に還元をすべきだということを私は言っているわけでありまして、決して無理なことを言っているわけではないんですよ。

それから、サービスはほかのいわゆる公的な施設ははるかにいいです。従業員の接遇もそうですし、それからいろんな意味で恩典があることについても、寒河江はそういう点では、つくったのは早かったんですけども、サービスの中身についてはとても立ちおくれています。そういう点も今やっと取り返そうとしているんだなというふうに私は理解しますが、寒河江が100円にしたからほかが上がられないなどという時代ではないですね。そのサービスの中身が本当に値段に匹敵するものであれば、利用者は納得するだろうし、そういう意味では、今回の改定の根拠としては余りにも薄過ぎるし、弱過ぎるということを言わざるを得ないんです。そのことを、委員会の質疑もありますので、ゆだねて私からの質疑は終わりたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 議員は 1,000万円ほど一般会計に繰り出しておった繰り出しておったと申しあげますから、いや、そういう状態ではないんだということを申しあげたいところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 今遠藤さんからもお尋ねあったわけでありませうけれども、ダブらないようにお尋ねをしたいと思います。まずはダブらないようにしていきます。

利用者の利便性を図るためというふうなことで先ほどいろいろ出されました。それで、資料の提出も求められたわけでありませうけれども、そのほかに障害者が利用できるおふろがあるわけでありませうけれども、この利用度合いといいますか、どういう状況になっているのか。私が聞くところによると、なかなか行っても入れないという人もいたし、もっと欲しいということもあるんです。したがって、利用状況がどうなのか、その辺の拡大といいますか、考えておられるのかどうなのか。

それから、今あのところを利用する際に、市民浴場の窓口というか、あそこの人で予約やなんかの管理をしているのかどうなのか。何かそこがかち合ったりなんかしてよというふうなことなどもお話を聞いているものですから、その辺をどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回こういうふうにして利便性を図るというふうなことでありませうけれども、17年度、利便性を図って、200円に上げて、休息室を安くして、利用者数をどのように把握しているのか。利便性を図ったら利用者がふえるというふうに思うのでありませうけれども、どのように17年度把握しているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私、この議案提案されておったので、当局に5年間の、過去5年間の収支状況について教えていただきたいということで、資料というか、数字を教えてくださいました。例えば、ずっと同じなんですが、11年から15年までもらったんですが、11年と言えば、入りの方が3,681万9,000円、出の方が5,074万4,000円というふうなことでありました。

私も議員になったのが平成3年でありませうから、平成2年度からの決算の資料が私の家にありますので、全部一覧表をつくってみました。私のやつ間違っているところがあるのかどうかもわかりませんが、利用者数とかそういう関係を調べたら、今の11年度で申しあげましても、これは9年度までが特別会計だったから全部中身わかるんです。10年度から一般会計に繰り入れになったから収支の関係がなかなか把握できないというふうなことでお尋ねしたら、さっきのような形でありました。

ところが、入りの方の3,681万9,000円というのは、ふろに入った人と休憩室、休息室を利用した人、この料金だけです。ところがあそこには自動販売機、自販機が設置されておりまして、ずっと100万円以上毎年入っていたんです。ところが今の決算からすれば、それはどこからのものかというのはわからないから、これがまず含まれていなかった。

それから、支出の関係でありませうけれども、一般会計から出ていますので、4の1の6、ここで見ますと、市民浴場の経費で見ますというと3,367万2,000円なんです。間違いました。11年は3,393万1,000円なんです。何でそんなに違うの。出の方5,074万4,000円ですから。そうしたら、市役所の職員が4人かかっていると、担当職員。そのうちの4人分全部見られないから、1人分の700万円を見るんだということが一つありました。

それから、平成2年に、先ほど市長もお話ありましたけれども、8,000万円起債を起こしてあそこを整備したと。したがって、その償還金があるんだということで、11年は980万円、15年で820万円までだんだん残り少なくなってくるからなっていますけれども、そういう金額を見込んで出の分を計算しています。こういうことがありました。

今度、一つ一つの事業を見直しする際に、そういう起債の部分とかなんか、人件費まで見ていくという一つ

の見方はあります。しかし、今度、ならば自販機のお金、どういうふうに入っています。幾らになっているんだと。後でこれみんな資料は向こうからも出てくると思うんでわかるんだけれども、今現在はわからないんです。担当課ではわからないと言うんです。それは、伝票で全部つづられているから、自販機はチェリーランドのものもあるし、いこいの森のものもあるし、どれがどうだか、全部1枚1枚点検しないとわからないと言うんですね。しかし、事業をこれから、先ほどもあったように評価をしていかなければならないときに、どの事業が必要なか必要でないのかといった場合に、こういうことが必要なんですけれども、そういうものもちゃんとできるようにしてほしいということがあります。

あと、市長が建設費というようにも言いましたけれども、私は、平成2年からしか持っていませんので、2年から9年までの8年間、特別会計から一般会計に繰り入れたのは1億316万2,000円です。平成2年は1,294万円、その次の年が1,659万6,000円、その次が1,632万8,000円、その次が2,500万円、その次が855万円、次が818万4,000円、その次が790万円、その次が766万4,000円で特別会計が廃止になったという、こういうふうなことがあるんですね。したがって、8,000万円の起債だって、一般会計に特別会計から繰り入れたので十分なんだというようなことをしても、極めて今回のこの収支の関係の当局で考えている状況と非常に……

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越議員、ひとつ要点を絞って質問してください。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 あると思いますので、この辺についての考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。まずそういうことで1問にします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 最初の御質問は、身障者浴室の利用関係だったと思いますが、身障者につきましては、詳細についてはわかっておりませんが、一応毎日3名から10名ぐらいの利用がございまして、その日その日によって違いますけれども、時間的にかち合うときも全然ゼロではないということでございます。それで、身障者の場合ですと、入浴をするに大変時間がかかるというふうなことがございまして、その間に同じ時間にまた身障者の方がいらっしゃいますと、待っていただかなければならないというふうなことになりまして、非常にその辺は対応を改善する必要があるというふうなことで、運営を委託している業者の方に何らかの形で、トラブルの起きないようにというふうなことで指導をしているところでございます。

それから、17年度の利用者数の見込みがありましたけれども、これは、利用者数の方は平成2年の浴場の改修後にふえましたけれども、その後横ばいまたは少しずつ減るというふうな状況が続いておりまして、16年度におきましても、昨年度に比較しますと大分低くなっておりまして、1日1,000人の入浴者数は最終的にはならないのではないかなというふうな今のところ考えております。

それで、利便性の向上に伴って利用者数がふえることを期待しておりますけれども、ただ、先ほど言われましたように料金が改定されますと、その分で、リピーターの方はいらっしゃるかと思いますが、そのほかの方、遠くからおいでになっている方もいらっしゃいますので、その分については近隣の浴場の方と比較して利用される方もいらっしゃるというふうなことで、若干の人数の減少があるかなというふうに見込んでいるところでございます。

障害者の入浴室の改装でございましてけれども、これは平成17年度につきましては先ほど申しあげましたような計画でございまして、その後において、決まっておりますけれども、さらに要望等を踏まえた中での利用者の利便性を検討していかなければならないというふうには考えております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越議員。川越議員、予算委員会もありますので、ひとつ端的に質問してください。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 障害者施設の改装、今決まっていなくても検討課題にしたいというふうなことで、改装でなくて、ふやすというか、もう少し余計するように、今の中をただ直すというようなことでなくて、そういうことはできないかというふうな、それも含めてなのかどうかあわせてお尋ねしたいんですが、それが一つです。

それから、先ほどの資料の関係、遠藤さんのものは後でというふうなことがあったわけですが、その際に、自販機などであそこで上がっている金、これらもぜひ入れていただきたいというふうに思いますし、年々利用者が減っていると言うんだけれども、例えば12年から、16年のはまだ締まっていないから、15年度のものまで見ると、12年は984、その次が1,022、その次が1,080、その次が15年が1,099と1日当たりの平均1,000人台ですと少しずつだけふえてきているんですね。というふうなことでありますので、全然減っているわけではないんです。そして、平成4年あたりでも1,168人ぐらいで、その辺からずっと来ている。1,000人もっているというか、984になったときも、レジオネラ問題とかさまざまな問題が起きて、ちょっとそのとき市民浴場も減ったわけですが、1,000人はコンスタントに利用しているということもありますので、あと、資料の中にそういったものも含めて全部出していただきたいというふうなことをお願いをして、そのことについてどうだか見解をお聞きをして、この関係は終わりたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 身障者用の浴室につきましては、今市民浴場の入って一番奥に設置されているわけなんですけれども、建物の構造とか、それから敷地面積、それからその場所、位置等から考えまして、今の状況からいけば、身障者用浴室を増設するというふうなことについてはちょっと無理があるのかなというように考えております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。ひとつ要点だけ。あと、詳しいことは予算委員会で。

内藤 明議員 じゃ、要点だけ申しあげます。

先ほどお答えになった市長の答弁の中からであります。私は、こういうふうな答弁の中で、これを利用料を上げる、あるいは利便性をこれで図っていくというのはいかなものかなと思って聞いておったものですかからお尋ねするわけでありまして、寒河江市の100円という利用料の設定が近隣の利用料金の足かせになっているというふうなお話がありました。これは、実態はそうなのかわかりませんが、当予算といいますか、本市の市民浴場をあずかる市長としては誇るべきことであって、ほかに足かせになったから寒河江の料金を上げようなんていう考えは、私はいかなものかなと思うんですね。

うがった見方をしますと、市長選挙が終わって、もう1カ月、2カ月たちましたので、もう取れるところから取りましようかと、こういうふうな思いがあるのではないかと思うんですね。余計なことを言うなという議員もおりますが、これは余計なことじゃないんですね。例えば先ほど私も、こんなことを言うとなり返したくなるんですが、できるだけ端的にしますが、というようなことは私は考えるべきことではないのかなと思います。

それから、もう一つは、利用率が減っているというふうな話もありましたが、川越議員の指摘であります。そう変わってはいないというような話もありました。できるだけ多い方の利用をしていただくということで、利用率を上げるということは、これは重要なことだというふうに思います。ですから、減るというのはいかなものかと思うんですが、利用率を上げるにはどういうふうなものをすればいいのかなというふうに皆さん考えていただくとおわかりになると思うんですが、今相当テレビ番組等でそうした温泉等のことが出されておりますので、毎日のようにテレビ番組がなされておりますのでおわかりのことというふうに思いますが、本物の指向なんですね。やはりいわゆる温め湯みたいなものではなくて、やはり先ほど遠藤さんからありましたようなかけ流し、あるいはその辺で問題になっているような水を足して沸かしているなんていうのはやはり衰退する一方なんですね。そういうことをやはり考え合わせて設備を、利便性を向上させるべく図っていくというのが、この市民浴場を設置する長としての私はとるべき考え方なのではないのかなというふうに思いますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 利用者の話などをいろいろ聞いてみますと、100円というのはこの節安いのじゃないかと。それよりも、ほかの浴場などはシャンプーも置いているし、それから回数券などもいろいろ工夫しておりますから、そういう工夫をしながら引き上げてもいいんじゃないかと。

寒河江が100円にすると、ほかのところは200円を300円、300円を400円にしたいんだけど、寒河江の100円があるからなんだよと、こういうような話も聞くわけでございまして、私は何も足かせになっておるから引き上げの要因だとか、引き上げの根拠にするんだと、そんなことは一言も言っていないわけでございまして、そういうことでサービスをよくして、200円ぐらいにすることで、かえって寒河江の市民浴場としての市民浴場らしいんじゃないかなと、こういう話でございましてから考えるわけでございまして。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 例えば今の市長のお話と、それから生活環境課長の答弁の内容を総合して判断をするわけですが、例えばドライヤーの設置とか、あるいは手すり、あるいはトイレを洋式にする。それから、その他のその種のたぐいは、別に利用料金を倍にしなくても、こんなのはこれからの利用者の利便性を図るということでは当然なすべきことであって、これはそのために100円を上げるんだというようなことにはならないというふうに思うんですね。

シャンプーというのは、それは使うものですから、個人が使うものですから、それは考え方の相違だろうというふうに思いますけれども、その他のものについては、当然これは市民浴場というふうなうたう場合には、あってしかるべきものだというふうに判断をしますし、別に料金を上げたりしなくても当然なしてしかるべきものというふうに判断を私はしますが、そうしたところについて市長はいかがお考えでしょうか、伺いたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 1問、2問答弁したとおりでございます。

佐竹敬一議長 議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予 算 特 別 委 員 会 設 置

佐竹敬一議長 日程第44、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号及び議第8号から議第18号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第8号から議第18号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

平成17年3月第1回定例会

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第45、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	負託案件
総務委員会	承認第1号、議第19号 議第20号、議第21号 議第22号、議第23号 議第24号、議第25号
文教厚生委員会	議第5号、議第6号 議第7号、議第26号 議第27号、陳情第2号
建設経済委員会	議第3号、議第4号 議第28号、議第29号 議第30号、議第31号 議第32号、議第33号 議第34号
予算特別委員会	議第2号、議第8号 議第9号、議第10号 議第11号、議第12号 議第13号、議第14号 議第15号、議第16号 議第17号、議第18号

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時32分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。